

○東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

平成27年12月25日東大阪市条例第42号

改正

平成28年7月4日条例第37号

平成29年3月31日条例第5号

平成29年12月28日条例第36号

東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち本市の執行機関が行うものとする。

- 2 別表第1の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 本市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該執行機関が行うものを処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第2の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部

又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合、同表の第3欄に掲げる機関は、その事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年7月4日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第2項ただし書に係る部分に限る。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日条例第36号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項・第2項関係)

執行機関	事務	特定個人情報
(1) 市長	東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年東大阪市条例第27号)附則第5条第2項の規定による医療費の助成に関する事務又は同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第4条の規定による廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第41号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療

		<p>の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による結核患者に係る費用の負担若しくは療養費の支給に関する情報（以下「結核患者給付関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
(2) 市長	<p>東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）、住民票関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
(3) 市長	<p>東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、養育医療関係情報、住民票関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定め</p>

		るもの
(4) 市長	東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年東大阪市条例第35号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
(5) 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報、養育医療関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、結核患者給付関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
(6) 市長	東大阪市営住宅条例（平成9年東大阪市条例第38号）による地域リロケーション住宅（同条例第2条第4号に規定する地域リロケーション住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

(1) 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(2) 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
(3) 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(4) 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの